

事務連絡
令和元年8月2日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人学校事務主管課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校給食費に係る消費税の適用税率について

本年10月1日（火）から消費税率が8%から10%へ引き上げられることに伴い学校給食費に係る消費税の適用税率について、別添の見解で問題ない旨を国税庁に確認しましたのでお知らせします。

については、都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の小学校、中学校、中等教育学校、夜間課程を置く高等学校、特別支援学校に対し、附属学校を置く国立大学法人学校事務主管課におかれては、附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の小学校に対して周知くださるようお願いいたします。

なお、個別の事案に係る消費税の適用税率についてのご相談やご質問は、所轄の税務署にお問い合わせください。

※ 軽減税率制度に関する一般的なご相談やご質問は、「消費税軽減税率制度電話相談センター（国税庁）」でも受け付けています（0120-205-553 受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日除く））。

【個別の事案に係る問い合わせ窓口（最寄りの税務署）】

音声ガイダンスに沿って「2」を選択

（受付時間）8:30～17:00（土・日・祝日除く）

※ 税務署での面談による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、電話により面接日時等を予約していただくこととされていますので、ご協力をお願いいたします。

【本件に関する連絡先】

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
学校給食担当

TEL:03-6734-4950, 03-6734-2694

E-Mail:kenshoku@mext.go.jp

学校給食費に係る消費税の適用税率について

会計処理 (注1)	実施方法等	保護者が負担する学校給食費に係る適用税率	
		全ての児童又は生徒に 対して行うもの	希望する児童又は生徒 に対して行うもの (選択給食)
公会計 (学校設置者の会計)	学校の設置者が学校給食を提供 (民間業者への委託を含む)	8% (注2)	10% (注3)
私会計	食材を購入	基本的に8% (注4)	
	民間業者に委託して 「弁当形式」で納入	8% (注5)	
	民間業者に委託して 民間業者が調理して提供	10% (注6)	

(注1) 一般に公立学校については、保護者が負担する学校給食費について学校設置者である地方公共団体の会計に繰り入れる(売上計上)ことを「公会計」といい、学校設置者である地方公共団体の会計に繰り入れず、それ以外の方法(学校長等の口座等)で管理することを「私会計」という。以下、公立学校以外の学校についても、学校設置者の会計により処理されるものを「公会計」、同様に、それ以外の方法で処理されるものを「私会計」とする。

(注2) アレルギーなどの個別事情により全ての児童又は生徒に対して提供することができなかつたとしても該当する。

(注3) 適用税率は10%となるものの、保護者が負担する学校給食費は、学校給食法の規定により食材費相当とされており、食材の購入時に適用される税率は、軽減税率(酒類は標準税率)が適用されるため、保護者の負担額は基本的に増加しない。

(注4) 私会計を通して食材業者に金銭が支払われるため、食材業者から保護者が単に食材を購入している(物の流れとしては食材業者から学校へ納入されている)ものと解されることから、保護者が負担する学校給食費は、当該食材業者から食材を購入する際の税率(基本的には軽減税率(酒類は標準税率))が適用される。

(注5) 学校給食費が私会計を通して委託業者に支払われ、当該委託業者が調理をし、弁当(食缶を含む)形式で納入するような場合、保護者が負担する学校給食費は、一義的には飲食料品の譲渡の対価として軽減税率が適用される。

(注6) 学校給食費が私会計を通して委託業者に支払われ、当該委託業者が調理して提供するような場合は、消費税法上は、当該委託業者が行う飲食料品の提供と考えられるため、たとえ全ての児童又は生徒に対して行うものであったとしても標準税率が適用される。

ただし、保護者が負担する学校給食費は食材費相当額とされており、当該委託業者が食材購入時に適用される税率は基本的に軽減税率(酒類は標準税率)となるため、保護者の負担額は基本的に増加しない。

なお、この場合、委託業者の適正な価格転嫁を確保する観点から、学校が委託業者に対して支払う調理委託費等について食材費相当額の税率差を織り込んだ価格設定にすることなどの対応が求められる場合もあるものと解される。

* 個別の事案に係る消費税の適用税率についてのご相談やご質問は、所轄の税務署にお問い合わせ下さい。

学校給食の適用税率に関する留意事項 Q & A

問1 保護者が支払う学校給食費について学校設置者の会計に繰り入れている（公会計）。その上で、学校給食の提供については学校の設置者が直接行うのではなく、外部事業者に委託して行っている。その場合でも、児童又は生徒の全てに対して提供する学校給食は軽減税率の対象となると考えてよいか。

回答 消費税の軽減税率が適用される「学校給食」は、

- ・ 義務教育諸学校※の設置者が（提供主体）
- ・ その児童又は生徒の全てに対して（客体）
- ・ 学校給食として行う飲食料品の提供（提供方法）

という要件を満たすものである。

上記のとおり、軽減税率が適用されるのは、「義務教育諸学校の設置者が……行う飲食料品の提供」であるが、外部事業者に委託することで、実際の学校給食の提供が外部事業者により行われるとしても、義務教育諸学校の設置者が行うものであることから、その児童又は生徒の全てに対して提供する学校給食については、軽減税率が適用される。

※ 夜間課程を置く高等学校、特別支援学校の幼稚部又は高等部においても同様。以下同様。

問2 学校給食を提供しているが、保護者が支払う学校給食費は学校設置者の会計に繰り入れておらず、学校長等の口座で管理している（私会計）。保護者から集めた金額で食材業者から食材を購入し、学校の設置者が調理して提供しているが、その場合、保護者の支払う学校給食費の適用税率はどのようなのか。なお、食材業者は、私会計を通じて保護者から受け取る学校給食費について直接課税売上げを計上している。

回答 問1の回答のとおり、消費税の軽減税率が適用される「学校給食」とは、

- ・ 義務教育諸学校の設置者が（提供主体）
- ・ その児童又は生徒の全てに対して（客体）
- ・ 学校給食として行う飲食料品の提供（提供方法）

という要件を満たすものである。

私会計を通じて保護者が支払う学校給食費は、食材事業者が自らの課税売上げとしており、義務教育諸学校の設置者が自ら課税売上げを計上するものではないため、消費税法上、「義務教育諸学校の設置者が……行う飲食料品の提供」と解することはできない。そのため、消費税法上「学校給食」として軽減税率の対象となることはない。

しかしながら、保護者が支払う学校給食費の金額は、一般に「食材費」相当額とされており（学校給食法 11②）、保護者が学校を通じて食材業者から食材を購入する対価として支払われるものであることから、基本的には※軽減税率が適用される（※酒類の購入に係る金額等は標準税率が適用される。以下同様）。このため、「学校給食」として軽減税率の対象とならない場合であっても、消費税率引上げを理由に、保護者が支払う学校給食費の金額は増えることはないものと考えている。この点は、学校に納入された食材の調理を委託業者に委託している場合も同様である。

問3 問2の場合、保護者の負担する学校給食費について適用税率を問われた際には、どのように回答すればよいか。

回答 以下のラインで回答することが一案。

学校給食法上、保護者は「食材費」相当額を負担するものであり、「食材費」は、基本的には軽減税率が適用される金額となることから、消費税率引上げを理由に、保護者の学校給食費の負担が増えることはないものと考えている。

(さらに軽減税率の対象となる金額について問われた場合)

例えば、一月ごとの食材の購入額のうち、飲食料品(酒類を除く)の仕入れ(軽減税率)の占める割合を算出し、各保護者に負担を求める金額に乗じることで、軽減税率対象の学校給食費を算出することが考えられる。

(例) 学校給食費 4,300円/月 食材費のうち、飲食料品(酒類を除く)の仕入れに用いた割合 98%
 $4,300円 \times 98\% = 4,214円$ (軽減税率対象) / $4,300円 - 4,214円 = 86円$ (標準税率対象)

問4 学校給食費が私会計を通して委託業者に支払われ、当該委託業者が調理して提供するような場合、保護者の支払う学校給食費の適用税率はどうなるのか。なお、委託業者は、私会計を通じて保護者から受け取る学校給食費について直接課税売上げを計上している。

回答 学校給食費が私会計を通して委託業者に支払われ、当該委託業者が調理して提供するような場合は、消費税法上は、当該委託事業者が行う飲食料品の提供と考えられるため、「学校給食」として軽減税率の対象となることはない。

そのうえで、保護者は、飲食料品の提供の対価(委託業者による役務提供の対価)を支払うものであり、標準税率が適用される。

しかしながら、保護者が支払う学校給食費の金額は、一般に「食材費」相当額であることから、標準税率の対象となる場合であっても、消費税率引上げを理由に、保護者が支払う学校給食費の金額は増えることはないものと考えている。

(参考) 委託業者の適正な価格転嫁を確保する観点から、義務教育諸学校の設置者が委託業者に対して支払う調理委託に係る代金(標準税率)について、食材費相当額の税率差を織り込んだ価格設定にすることなどの対応が求められる場合もあるものと解される。

問5 私会計を通して保護者から集めた学校給食費により、食材業者から「弁当(食缶を含む)」を購入し、学校給食として提供しているが、その場合、保護者の支払う学校給食費の適用税率はどうなるのか。なお、食材業者は、私会計を通じて保護者から受け取る学校給食費について直接課税売上げを計上している。

回答 問2の回答の通り、私会計を通じて提供される学校給食は、消費税法上「学校給食」として軽減税率の対象となることはない。しかし、質問の場合は、保護者が食材業者から「弁当(食缶を含む)」を購入しているものであることから、保護者が支払う学校給食費は、(弁当の出前と同様)飲食料品の譲渡の対価として支払われるものであるため、軽減税率が適用される。

問6 保護者が支払う学校給食費について学校設置者の会計に繰り入れている（公会計）。そのうえで希望する児童又は生徒だけに提供する学校給食（選択給食）は標準税率が適用されるというが、食材業者から「弁当（食缶を含む）」の形で納入されたものを学校給食として提供している場合であっても標準税率が適用されるのか。

回答 公会計に繰り入れられる学校給食費を対価として提供される学校給食については、義務教育諸学校の設置者が学校給食として飲食料品の提供を行っているものと解されることから、その児童又は生徒の全てに対して行うものは消費税法上「学校給食」として軽減税率の対象となる。

そのうえで、「児童又は生徒の全て」に対して行うものではない、いわゆる選択給食については、標準税率が適用される。この点、「弁当」や「食缶」の形で納入されるものであったとしても同様である[※]。

しかしながら、保護者が支払う学校給食費の金額は、一般に「食材費」相当額であることから、標準税率の対象となる場合であっても、消費税率引上げを理由に、保護者が支払う学校給食費の金額は増えることはないものと考えている。

※ 義務教育諸学校の設置者と食材業者の間においては、（弁当の出前と同様、）飲食料品の譲渡として軽減税率の対象となることも考えられるが、義務教育諸学校の設置者から児童又は生徒に対しては、弁当形式で「選択給食」として学校給食を提供していることから標準税率が適用される。

問7 保護者が弁当業者と直接契約を行ったうえで、弁当業者から学校に弁当が納入され、それを児童又は生徒に対して提供するような形態の場合、保護者が弁当業者に対して支払う代金の適用税率はどのようなのか。

回答 保護者が弁当業者と直接契約を締結し、弁当を購入するということであれば、保護者が支払う代金は、単に飲食料品の譲渡の対価として、軽減税率が適用される。なお、弁当の納入に当たり、配膳等の役務を伴う場合、「ケータリング等」として標準税率が適用されることに留意。

（なお、上記のような形態のものは、事業者による配膳等の役務を伴う場合を含め、学校給食法上の学校給食には当たらない）

問8 学校給食を、公会計を通じて児童又は生徒の全てに対して提供するとともに、教職員に対しても提供している。教職員も保護者同様、学校給食費を支払っているが、その適用税率はどのようなのか。また、私会計を通じて処理している場合はどうか。

回答 軽減税率が適用される「学校給食」は、問1の回答の通り、「その児童又は生徒の全てに対して行う」ものとされており、「教職員」に対して提供する学校給食については含まれないことから、公会計を通じて処理する場合、標準税率が適用される。しかしながら、教職員が支払う学校給食費の金額については、保護者が支払う学校給食費と同様、一般に「食材費」相当額であることから、標準税率の対象となる場合であっても、消費税率引上げを理由に、教職員が支払う学校給食費の金額は増えることはないものと考えている。

なお、私会計を通じて処理される場合には、問2～5に準じた考え方となる。

問9 「私会計」における消費税の課税関係はどうなるのか。

回答 私会計を通して保護者から集めた学校給食費が、学校長等にとって、保護者から食材（調理）業者へ支払われる「食材費」相当額を預かったもの（預り金等）と考えられる場合には、「私会計」における課税関係は生じない。

なお、当該給食費が単なる預り金等ではなく、食材業者による食材等の販売代行などの役務の提供に係るものである場合は「私会計」において消費税の申告が必要となるが、その場合、消費税法基本通達10-1-12(2)なお書《委託販売等に係る手数料》により認められていた「総額処理」（学校給食費を課税売上げ、食材購入費を課税仕入れとして計上すること）の取扱いは、軽減税率制度の実施後、消費税の軽減税率制度に関する取扱通達（平成28年課軽2-1）第16項により、認められなくなる点に留意。

（参考）消費税法基本通達及び消費税の軽減税率制度に関する取扱通達 抜粋

○消費税法基本通達

（委託販売等に係る手数料）

10-1-12 委託販売その他業務代行等（以下10-1-12において「委託販売等」という。）に係る資産の譲渡等を行った場合の取扱いは、次による。（平23課消1-35により改正）

- (1) 委託販売等に係る委託者については、受託者が委託商品を譲渡等したことに伴い收受した又は收受すべき金額が委託者における資産の譲渡等の金額となるのであるが、その課税期間中に行った委託販売等の全てについて、当該資産の譲渡等の金額から当該受託者に支払う委託販売手数料を控除した残額を委託者における資産の譲渡等の金額としているときは、これを認める。
- (2) 委託販売等に係る受託者については、委託者から受ける委託販売手数料が役務の提供の対価となる。

なお、委託者から課税資産の譲渡等のみを行うことを委託されている場合の委託販売等に係る受託者については、委託された商品の譲渡等に伴い收受した又は收受すべき金額を課税資産の譲渡等の金額とし、委託者に支払う金額を課税仕入れに係る金額としても差し支えないものとする。

○消費税の軽減税率制度に関する取扱通達

（軽減対象資産の譲渡等に係る委託販売手数料）

16 委託販売その他業務代行等（以下「委託販売等」という。）において、受託者が行う委託販売手数料等を対価とする役務の提供は、当該委託販売等に係る課税資産の譲渡が軽減税率の適用対象となる場合であっても、標準税率の適用対象となることに留意する。

なお、当該委託販売等に係る課税資産の譲渡が軽減税率の適用対象となる場合には、適用税率ごとに区分して、委託者及び受託者の課税資産の譲渡等の対価の額及び課税仕入れに係る支払対価の額の計算を行うこととなるから、消費税法基本通達10-1-12(1)及び(2)なお書《委託販売等に係る手数料》による取扱いの適用はない。